

港北区連合町内会 3月定例会

平成30年3月22日（木）午後3時00分から
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ
区長あいさつ



議題

1 教職員の働き方改革について（情報提供）【市連会報告】[資料1]

教育委員会事務局 島谷 教育政策推進課担当課長

達成目標を明確にし、今後5か年程度を見据えた具体的な取組及び各工程表を示した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。学校と教育委員会事務局が両輪となり、家庭や地域等も含めたすべての学校関係者と課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、働き方改革に取り組みます。

横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン（概要）

(1) 働き方改革を進める理由

- ア 看過できない教職員の業務実態
- イ 多様化・複雑化する学校現場
- ウ 必要性高まる教職員の学びの時間
- エ 育児や介護等を抱える教職員の増加

(2) 達成目標

- ア 時間外勤務月 80時間超の教職員割合 0%
- イ 19時までに退勤する教職員の割合 70%以上
- ウ 健康リスク・負担感指数（※）全国平均未満
- エ 年休取得日数 全員 10日以上

※ストレスチェックで測定している「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指数

(3) 重点戦略

- 戦略1 学校の業務改善支援
- 戦略2 学校業務の適正化、精査・精選
- 戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実
- 戦略4 教職員の人材育成・意識改革

(4) 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

2 ウメ輪紋ウイルスの調査協力依頼について（回覧依頼）〔資料2〕

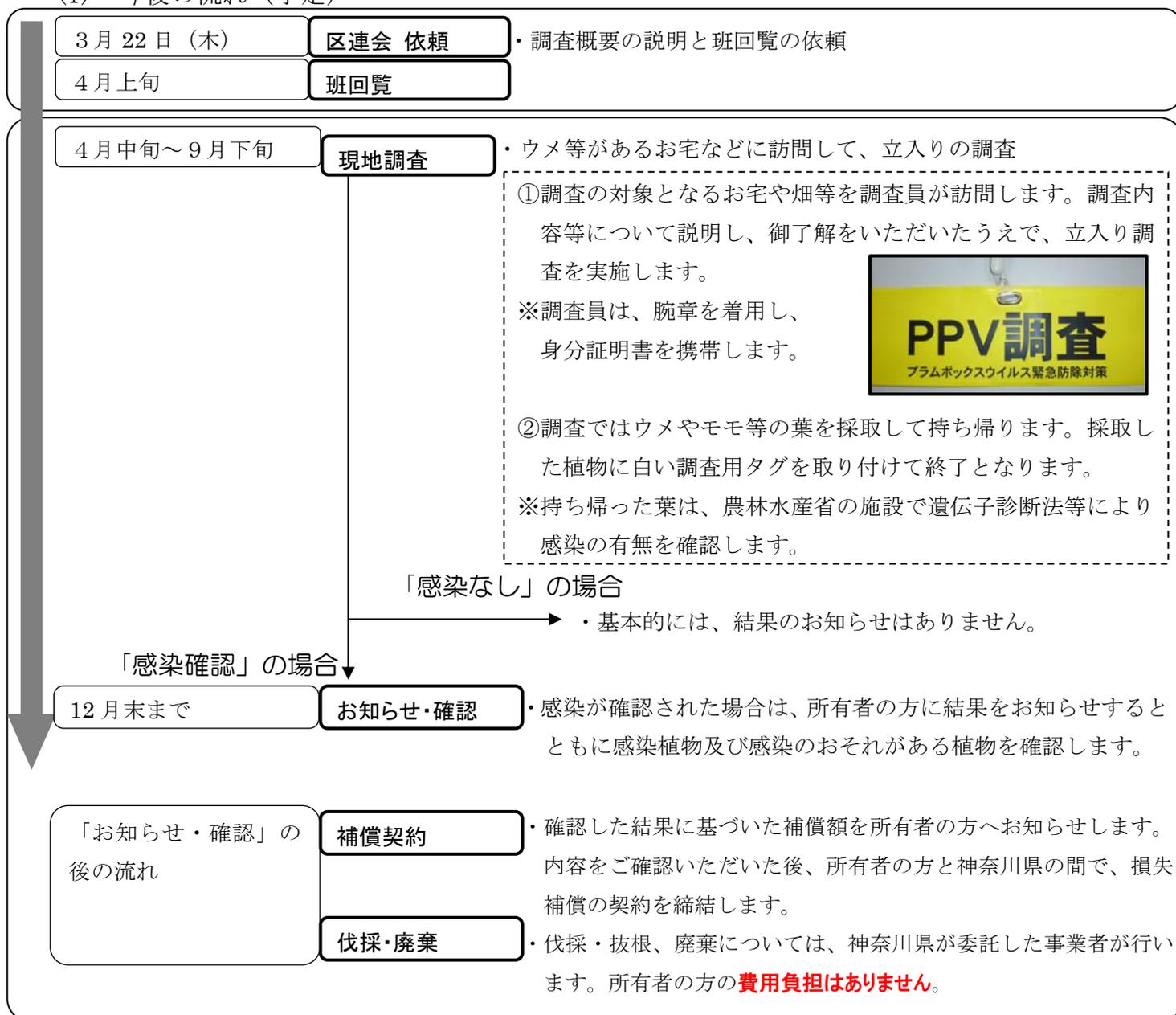
農林水産省 横浜植物防疫所 松浦 次席植物防疫官

農林水産省では、国内の一部地域で発生しているウメ輪紋ウイルスの封じ込め及び根絶を図るため、植物防疫法に基づき、このウイルスに感染するおそれのある植物の移動規制を行うとともに、感染が確認された植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除や、全国で発生を監視する調査を実施しています。

平成28年度の調査で、区内でウメ輪紋ウイルスに感染したウメが確認され、樽町一丁目～四丁目と師岡町が植物防疫法に基づきウメ等の対象植物の移動が禁止される「防除区域」に指定され、また平成29年度の調査結果を受けて平成30年2月に「防除区域」が拡大しました。（「(2)港北区の調査地域」で下線の地区）

つきましては、このウイルスの感染範囲を確認するため、4月から「港北区の調査地域」にて調査を行う予定ですので、御協力をお願いします。

(1) 今後の流れ（予定）



(2) 港北区の調査地域（※下線の地区：平成30年2月に「防除区域」に追加された地区）

大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目、師岡町

(3) 調査期間：平成30年4月から9月末まで（雨天時も実施します）

(4) 調査員：農林水産省の職員、神奈川県職員及び横浜市職員

(5) 調査の対象となる植物

ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウ（サクランボ）、ユスラウメ、ニワザクラ等のサクラ属植物、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ

※ただしサクラ節植物（ソメイヨシノ等の観賞用のサクラ）は除く

(6) 調査費用：この調査において、住民の皆様には費用負担が生じることはありません。

(7) 今回、回覧をお願いする自治会町内会

日吉地区	日吉町自治会、日吉台町内会、日吉本町東町会、箕輪町町内会、日吉町宮前自治会、キャッスル日吉自治会、さかえ住宅自治会
綱島地区	綱島東親和会、綱島中央町会、綱島温泉町自治会、綱島上町自治会、綱島中町自治会、綱島東町自治会、綱島親友会
大曾根地区	大曾根上町会、大曾根上本町会、大曾根北部自治会、ガーデンズ会、桃友会、大友会、菰西会、真菰会、大曾根親交會、盟友会、大曾根新生会、大曾根中町会、大曾根東会、中央懇話会、大曾根六地区町会、大曾根南台町内会、大曾根本町町会、親和会、あけぼの会、ドレッセ大倉山自治会、大曾根睦会、巽会
樽町地区	樽町第一親和会、樽町第二親和会、樽町第三親和会、樽町町内会、琵琶畑自治会、ガーデンコート自治会、樽町サンハイツ自治会、パークシティ綱島自治会、大倉山自治会
師岡地区	師岡表谷町内会、師岡南町内会、師岡打越町内会、師岡仲町内会
大倉山地区	大倉山神明町会、太尾宮前町会、市之坪町会
菊名地区	大豆戸町内会、菊名北町町内会、表谷町内会、泉ヶ丘町内会、錦が丘町内会、ふじ町内会
篠原地区	菊名南町自治会、富士塚自治会

(8) 問い合わせ（平日：8時45分から17時15分まで）

農林水産省 横浜植物防疫所 国内検疫担当 電話：045-285-7135

神奈川県 環境農政局 農政部 農業振興課 電話：045-210-4425

※ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス：PPV）とは

ウメ、スモモ、アンズ、モモ、サクランボ、ユスラウメなどに感染する植物ウイルスで、海外では、このウイルスにより、果実が成熟前に落果するなどにより大きな被害が生じているとの報告があります。国内では、平成21年に東京都青梅市で初めて発生が確認され、現在、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県等でも発生が確認されています。なお、このウイルスはヒトや動物に感染することはありません。

◆ (7)の自治会町内会に合同メールで送付しますので、回覧をお願いします。

3 「身近なまちの防災施設整備事業」のご案内と事例集の発行について (概要説明) [資料3]

都市整備局 防災まちづくり推進課 田川 担当係長

地震による火災の危険性が高い「重点対策地域（不燃化推進地域）」及び「対策地域」を対象に、共助による地域防災力の向上を図るため、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っていますので、リーフレット及び事例集をお読みいただき、ご利用の検討をお願いします。

(1) 補助の内容（港北区は対策地域のため補助率及び上限額は対策地域のものです。）

補助の内容		補助対象	対象者	主な要件	補助率	上限額
ま ち の 避 難 経 路	行き止まり改善	まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等	自治会 町内会 等の団 体又は	①10年以上維持管理されること ②事前に自治会町内会等と所有者の間で「維持管理等に関する協定書」を締結していること	10分 の9	15万円
	危険ブロック塀等の除却	まちの避難経路沿いの倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の除却、軽量なフェンス等の設置（危険なブロック塀等の除却を伴うものに限る）	所有者	①建築基準法第42条第1項道路に面するものであること ②市長が危険と判断したものであること ③軽量なフェンス等は10年以上維持管理されること	10分 の9	25万円
	軽量なフェンス等の設置		個人の 所有者		2分 の1	25万円
	中心杭等設置	まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置	自治会 町内会 等の団 体又は	①10年以上維持管理されること ②事前に関係権利者間で「中心を確定する確認書」を締結していること ③私道であること	10分 の9	25万円
	安全対策	安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消・手すりの設置等	所有者	①10年以上維持管理されること ②事前に関係権利者間で「維持管理等に関する協定書」を締結していること ③私道であること	10分 の9	25万円
まちの防災広場 「整備」	まちの防災広場の整備	自治会 町内会 等の団 体	①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること ②自治会町内会等と横浜市の間で「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること	10分 の9	75万円	
まちの防災設備 「設置」	防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等の設置		①10年以上維持管理されること ②事前に自治会町内会等と所有者の間で「維持管理等に関する協定書」を締結していること ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること ④法令等に適合しているものであること	10分 の9	25万円	

(2) 対象自治会町内会

日吉本町東町会	日吉本町西町会	コンフォール南日吉自治会
綱島上町自治会	綱和会	綱島住宅自治会
綱島本町自治会	錦が丘町内会	表谷町内会
ふじ町内会	菊名南町自治会	富士塚自治会
篠原町自治会	篠原西町自治会	仲手原自治会
仲手原南自治会	篠原台町自治会	篠原コーポラス自治会
篠原東自治会	篠原町グリーンコーポ自治会	新吉田第二町内会
吉住会	新吉田東町会	新吉田町会
新吉田新生町内会	新吉田第一町内会	新和会
新吉田いつな町内会	グリーンコーポ綱島自治会	高田町内会
高田町住宅自治会	高田町住宅親交会	高田東町会
高田町親和会		

◆ 合同メールで(2)の自治会町内会長あて送付します。

4 初期消火器具等整備事業について（周知依頼）【市連会報告】[資料4]

港北消防署 佐藤 予防課長

初期消火器具等については、消防局で自治会町内会が初期消火器具等を設置する費用の一部を補助する事業を行っています。平成30年度も4月より受付を開始しますので、積極的に初期消火器具等の設置を行っていただきますようお願いします。

また、初期消火器具を設置協力店舗に設置することもできますので、御検討ください。

(1) 申請要件

単一の自治会町内会で、次の3つの条件を満たすことが申請要件となります。

- ア 地域に消火栓がある
- イ 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- ウ 定期的に訓練を実施できる

(2) 申請方法

- ア 受付期間：平成30年4月2日（月）から平成30年8月31日（金）まで
- イ 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港北消防署にご提出をお願いします。

(3) 補助率及び補助予定数について

- ア 補助率：整備費用2/3（上限20万円）
- イ 補助予定数：全市で100基

(4) 設置協力店舗一覧（受付期間は7月31日（火）までです。）

コンビニエンスストア	サイゼリヤ	ドラッグストア	トヨタカローラ神奈川
コミュニティ・ストア	ジョリーパスタ	ウエルシア薬局	トヨタカローラ横浜
セブン-イレブン	すき家	薬クリエイト	日産プリンス神奈川
デイリーヤマザキ	瀬戸うどん	薬セイジョー	ネットヨタ神奈川
ファミリーマート	デニーズ	サンドラッグ	ネットヨタ横浜
ポプラ	伝丸	ハックドラッグ	ホンダカーズ横浜
ミニストップ	なか卯	フィットケア・デポ	横浜トヨペット
ローソン	華屋与兵衛	自動車販売店	本
ローソン+スリーエフ	はま寿司	神奈川スバル	ブックオフ
外食チェーン	ビッグボーイ	神奈川ダイハツ販売	紳士服
壺鶴堂	マクドナルド	神奈川トヨタ	AOKI
エルトリート	モリバコーヒー	関東マツダ	運輸
牛庵	吉野家	関東三菱自動車販売	ヤマト運輸
ココス		スズキ自販神奈川	

(5) お問い合わせ

港北消防署 電話：546-0119

※港北区役所でも、平成30年9月から「スタンドパイプ式初期消火器具」の補助金交付事業を、平成29年度に引き続き消防局補助事業と連携して実施します。（詳細については、別途お知らせします。）

※これまでの補助実績（25年度以降）

年度	25	26	27	28	29
消防	3	5	7	5	3
区	-	-	10	5	9

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

5 「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について (提出依頼) [資料5]

椽木 総務課長

平成 30 年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、補助金を交付します。手引きをご参照いただき、申請等の手続きをお願いします。

(1) 事業概要

自治会町内会が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり 160 円の活動費を補助します。

(2) 書類作成にあたって

ア 従来から地域振興課に提出いただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書）・団体の規約・口座振替依頼書を「町の防災組織」活動補助金の添付資料として使用します。

※申請書、報告書と合わせて、申請の受理となります。

イ 地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途に予算・決算書類の提出が必要になります。

ウ 「町の防災組織」活動事業補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

(3) 提出期限：6月29日（金）

(4) お問い合わせ：港北区総務課 電話：540-2206 / F A X : 540-2209

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

6 「平成 30 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について (情報提供) 【市連会報告】 [資料6]

椽木 総務課長

市民の方が安心してボランティア活動を行えるように、平成 30 年度も市があらかじめ保険会社と保険契約を締結し、「横浜市市民活動保険」事業を実施しますので、お知らせします。

(1) 平成 30 年度横浜市市民活動保険補償内容 (29 年度がら変更はありません)

賠償責任保険 (限度額)		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	1 名 上限 500 万円
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円 (90 日限度)

(2) 主な配布先

区役所総務課 (4 階 44 番窓口)、区役所広報相談係 (1 階 1 番窓口)、区役所区民活動支援センター (4 階 48 番窓口)、地域ケアプラザ等
本市ホームページにも掲載します。

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

7 ヨコハマ 3R 夢プラン次期推進計画の基本的考え方について（情報提供） 【市連会報告】〔資料 7〕

宮田 資源化推進担当課長

横浜市では、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン（2010～2025）」を策定し、4 か年ごとの推進計画により取組を進めてきました。

現在、2018 年度から 2021 年度までの次期推進計画について策定を進め、このたび「基本的考え方」をとりまとめましたのでお知らせします。

(1) 概要

- ア ごみの減量や分別のルールを守ることに加え、地域の課題に向き合い、地域で行われている様々な取組を支援していきます。
- イ 市民の皆様の安心につながる災害対策や、焼却工場等の循環インフラの整備など、4 年後のさらに先を見据えた施策にも取り組みます。

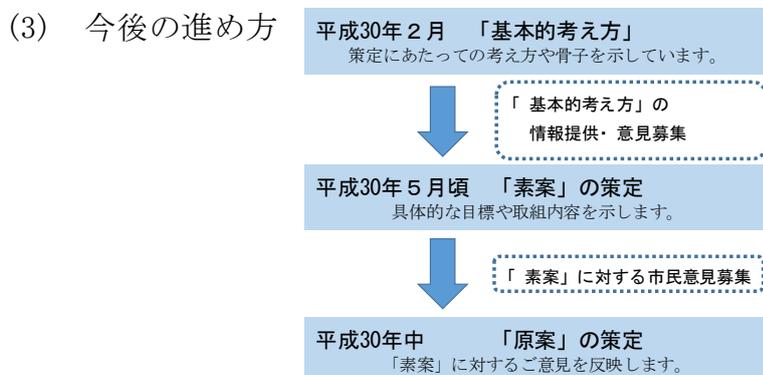
(2) 計画の構成

- ア 目標像：「横浜らしい循環型社会」について、市民や事業者の皆様とともに、その目標像を考えていきます。
- イ 目標（具体的数値は、素案で提示）：ヨコハマ 3 R 夢プランの基本目標の達成に向け、重点的に取り組むべき戦略目標（食品ロス発生量、リサイクル率、最終処分場の残余年数）を設定します。
- ウ 「つながる」プロジェクト
社会を取り巻く様々な環境変化のなか、新たなつながりを持って進めていくことが必要です。このような視点で、5 つの新たな「つながる」プロジェクトを立案します。
- エ 推進政策
市民生活の安全と安心を支え、市民の皆様の変革の行動様式や価値観等の変化の中、適切な見直しを行いながら進めていく取組を、9 つの推進政策として位置付けます。
- オ 計画と SDG s
循環型社会の形成は、国際社会全体が目指す「持続可能な開発目標（SDG s）※」の達成に向けた重要な取組です。今回の計画で取り組む施策が、SDG s の達成にどのようにつながっていくのかを示します。

※SDG s (Sustainable Development Goals) とは、

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、社会・経済・環境の三側面が調和され包摂されている持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省ホームページ）



(4) お問い合わせ：資源循環局政策調整課 電話：671-2503 / FAX：641-1807

◆資料の送付はありません。

8 「こうほく3R活動助成金」平成29年度活動報告及び平成30年度交付申請について（提出依頼）[資料8]

宮田 資源化推進担当課長

地区連合町内会を対象とした「こうほく3R活動助成金」について平成29年度の活動報告書類及び平成30年度交付申請書類をお渡しいたしますので、御提出をお願いします。

(1) 提出期限

ア 29年度活動報告書類・・・4月20日（金）

イ 30年度交付申請書類・・・5月22日（火）

※アとイを一緒にご提出いただいて構いません。

(2) 提出先・担当：地域振興課資源化推進担当（山崎、池田） 電話 540-2244

※郵送の場合は同封の返信用封筒をご利用ください。

◆資料の送付はありません。

9 平成29年度「ひっとプラン港北」策定・推進委員会開催の報告及び「ひっとプラン地区計画ニュース」の発行について（情報提供）[資料9]

秋元 福祉保健課長

平成29年度「ひっとプラン港北」策定・推進委員会を開催しましたので、報告いたします。また、「ひっとプラン地区計画ニュース」を発行します。4月の合同メールで送付いたしますので、回覧をお願いします。

◆4月の合同メールで「ひっとプラン地区計画ニュース」を送付しますので回覧をお願いします。

10 平成 30 年度自治会町内会現況届及び地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請書類の提出、並びに自治会町内会長研修会について（提出依頼）

[資料 10]

小野 地域振興課長

平成 30 年度自治会町内会現況届と地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請書類一式を送付しますので御提出をお願いします。なお、補助金申請の際には、自治会町内会の規約の提出が必要となっておりますので、御協力をお願いします。

また、自治会町内会長研修会及び「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

(1) 現況届及び補助金申請について

ア 提出期限

6月29日（金）（現況届についてはできるだけ早めに提出してください）

イ 申請書類のダウンロード

市民局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/>

港北区連合町内会ホームページ

<http://www.kouhoku-kurenkai.net/download.html>

(2) 自治会町内会長研修会及び「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」説明会について

ア 日時：平成 30 年 5 月 26 日（土）・6 月 3 日（日）

イ 会場：横浜市民防災センター ※当日は区役所で集合し、バスで移動します。

ウ 内容（予定）

13:30 区役所集合

14:00～ 防災センターにて研修ツアー

15:00～ スタンド式初期消火器具の体験

16:00～ 会議室にて地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金説明会

17:00 区役所で解散

エ 申込：4月上旬に会長あてに申込書を送付しますので、電話・FAX・持参にて港北区地域振興課まで御提出をお願いします。

※参加人数によっては、日程の調整をお願いする場合がございますので、御了承ください。

※なお、研修会とは別に補助金も個別相談も随時受け付けますので御連絡ください。

(3) お問い合わせ：地域振興課 地域活動係 電話：540-2234 / FAX：540-2245

◆ 4月上旬に自治会町内会長あてに申請書類・手引き等を直接郵送します。

11 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（周知依頼） [資料 11]

小野 地域振興課長

平成 28 年度から開始した、自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」について、平成 30 年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記の概要をご確認のうえ、申請書類を地域振興課までご提出ください。

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラ。

※防犯カメラの設置について、自治会町内会の総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

電気料金、修繕、メンテナンス料金などの維持管理費、更新に係る費用は補助の対象外です。

③ 補助対象経費

防犯カメラの機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

④ 補助率

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9 ※上限額 324,000 円



⑤ 補助決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。横浜市の予算は 100 台分を予定していますが、県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。

その場合、犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

<参考>過去の補助実績

	申請		補助決定		うち港北区	
	団体数	台数	団体数	台数	団体数	台数
28 年度	101	284	61	61	1	1
29 年度	67	123	67	85	2	2

(1) 申請の手引及び申請書配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bouhan/kamerasettihojokin/yoshiki.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。



(2) 申請書及び添付書類の提出期限：平成 30 年 6 月 29 日（金）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

(3) 申請書類提出先：港北区地域振興課（持参または郵送）

(4) 補助金交付までのスケジュール

30年3月～	・自治会町内会等の総会、役員会、委員会等で防犯カメラの設置について合意を得る ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所等)
6月29日まで	・補助金交付申請書等を区役所地域振興課へ提出
11月頃	・補助金交付決定 (横浜市から自治会町内会等に対し交付、不交付の決定を通知)
31年1月下旬	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

12 港北安心・安全コミュニティー創生協議会による防犯カメラ設置事業補助金のご案内について（周知依頼）[資料12]

小野 地域振興課長

安心で安全な地域の創生を目的として設立された「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」と港北防犯協会などで作る「港北区防犯カメラ設置合同委員会」では、連携して、「防犯カメラ設置事業補助制度」を実施しています。

この防犯カメラ設置事業補助制度についても、神奈川県・横浜市による「地域防犯カメラ設置補助制度」と同様に、区役所地域振興課で申請書をお預かりすることとなりました。詳しくは、区役所地域振興課までご相談ください。

(1) 補助金額：上限1台あたり10万円（1つの自治会町内会につき3台まで）

(2) 補助対象経費：防犯カメラの機器等の購入費及び設置のための費用

※電気料金、機器の保守点検費用等の維持管理費は補助対象外です。

※なお、平成30年度は港北防犯協会から、防犯カメラの設置された自治会町内会の属する連合町内会に対し、維持管理費として3万円を補助します。（ただし、29年度交付済みの団体は対象外）

(3) 申請用紙配付場所：区役所地域振興課

(4) 申請書の提出期限：平成30年6月29日（金）

(5) 相談・提出先：区役所地域振興課（持参）

(6) 基本スケジュール：地域防犯カメラ設置補助制度に準じます。なお、補助申請はスケジュール外でも可能です。お気軽にご相談ください。

【参考】港北安心・安全コミュニティー創生協議会について

「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」（篠沢秀夫 会長）は、港北区内の防犯カメラの設置促進と啓発活動を通じて、「犯罪を起こさせない・起きない」地域コミュニティーのモデル地区づくりを目的に、趣旨に賛同する港北区内の個人・企業により平成27年8月に設立されました。

協議会では、企業等から広く協賛金を募り、港北防犯協会や地区連合町内会が加わり設立した「港北区防犯カメラ設置合同委員会」（畠山英治 委員長）と連携して、民間主導で自治会町内会への防犯カメラ設置に取り組んでいます。

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

13 平成30年度LED防犯灯整備事業について（周知依頼）【市連会報告】

[資料13]

小野 地域振興課長

本市では平成21年から防犯灯のLED化を開始し、これまでに、約177,000灯のLED防犯灯を整備してきました。平成30年度は、電柱へのLED防犯灯及び鋼管ポールLED防犯灯の新設工事を進めてまいりますので御協力をよろしくお願いいたします。

(1) 平成30年度のLED防犯灯の整備について

ア 電柱へのLED防犯灯の新設：全市で約300灯

イ 鋼管ポールLED防犯灯の新設：全市で約36灯

(2) LED防犯灯の新設について

ア 自治会町内会からの申請に基づき設置を行います。

イ 設置場所の選定は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く夜間の歩行に支障があるところとします。

ウ 鋼管ポールLED防犯灯の新設は、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合とします。

エ 鋼管ポールLED防犯灯の設置場所に下水管や水道管等の埋設物がある場合は設置できません。

オ 一度設置した鋼管ポールLED防犯灯は、場所の変更ができません。設置場所を決定する際には必ず、近隣にお住いの方及び土地を利用している方の合意形成を行ってください。

(3) 申請書類および提出期限について

ア 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。

イ 提出期限：平成30年5月31日（木）までに、各区役所地域振興課に御提出ください。

ウ 設置については、予算の範囲の中で「横浜市防犯灯設置基準」に基づいた設置となります。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、御了承ください。

<横浜市防犯灯設置基準>（抜粋）

(1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。

(2) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。

ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

※皆様からの全ての要望に対応することができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

(4) 防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯（ESCO事業で設置したLED防犯灯を含む）については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

故障等がございましたら、下記連絡先まで御連絡ください。

港北区地域振興課 電話045-540-2234

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

(5) LED防犯灯の寄附制度について

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続きを行った防犯灯は、その後の電気料金の支払い及び故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

寄附の手続きの詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 市民局地域防犯支援課 住所：横浜市中区港町2-6 横浜関内ビル3階 ※来課される際は必ず事前に御連絡をお願いいたします。 電話：045-671-3709

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

14 定例行事・その他のお知らせ

小野 地域振興課長

◆委嘱委員の表彰者について（資料の送付はありません。）

1 港北区保健活動推進員各種表彰受賞者について[資料14-1]

(1) 表彰の種類と基準

ア 横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰（永年勤続・活動功労）：1名
保健活動推進員として10年以上活動を行い、功績顕著な者

イ 横浜市保健活動推進員永年勤続表彰：32名

①30年勤続表彰：昭和58年6月2日から昭和61年6月1日の間に委嘱され、かつ平成29年3月31日時点まで30年10月以上職にあること

②10年勤続表彰：平成17年4月2日から平成19年4月1日の間に委嘱され、かつ平成29年3月31日時点まで10年以上職にあること

◆回覧のお願い（合同メールで送付します。）

1 「神奈川東部方面線だより」について[資料14-2]

2 港北区保健活動推進員会会報第19号の回覧について[資料14-3]

3 港北力発見通信24号の発行について[資料14-4]

4 港北区消費生活推進員広報紙「あゆみ」について[資料14-5]

5 区社協だより第2号について[資料14-6]

◆掲示のお願い（合同メールで送付します。）

※掲示スペースが許す限り掲示していただくようお願い申し上げます。

- 1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の発行について[資料 14-7]
- 2 第6回港北オープンガーデンの開催について[資料 14-8]

◆情報提供（合同メールで自治会町内会長へ送付します。）

- 1 横浜みなと博物館内「柳原良平アートミュージアム」の開館について[資料 14-9]

- (1) 施設名・所在地：柳原良平アートミュージアム
横浜みなと博物館内 横浜市西区みなとみらい2-1-1
- (2) 開館日時等：10：00～17：00
休館日：月曜（祝日にあたる場合は開館し、翌日休館）、年末、その他臨時休館日
- (3) 料金等
一般：400円（350円）、65歳以上：250円（200円）、小・中・高校生：200円（150円）
※（ ）は団体割引（20名以上）

- 2 『港北の消防』70周年記念誌（第58号）について[資料 14-10]

14 その他・行政機関からの情報提供等

- (1) 港北警察署
 - ・港北区内犯罪発生状況
 - ・交通事故概要
- (2) 港北消防署
 - ・港北消防インフォメーション
 - ・港北区内の火災・救急状況について

4月の主なスケジュール				
6日	金	14時00分から 15時30分まで	春の全国交通安全運動キャンペーン	新横浜駅前
8日	日	16時00分 キックオフ	F・マリノス ホームゲーム (vs川崎フロンターレ)	日産スタジアム
10日	火	19時00分から 20時00分まで	青少年指導員委嘱式	港北公会堂
20日	金	14時00分から 14時30分まで	共同募金会港北区支会委員会	区役所1号会議室
		14時30分から 15時00分まで	日本赤十字社港北区地区委員会	区役所1号会議室
		15時00分から	区連会3月定例会	区役所1号会議室
----- 四役会は13時30分から / 資料発送は23日（月）				
21日	土	10時00分から 17時00分まで	地域のチカラ応援事業公開提案会	区役所1号会議室
5月の主なスケジュール				
9日	水	13時30分から 15時00分まで	港北区社会を明るくする運動 実施委員会	福祉保健活動拠点 多目的研修室
22日	火	13時30分から 15時00分まで	港北区交通安全対策協議会 総会	区役所1号会議室
		15時00分から	区連会3月定例会	区役所1号会議室
----- 四役会は13時00分から / 資料発送は23日（水）				
25日	金	10時00分から 12時00分まで	港北区地域防災拠点運営委員会 連絡協議会 総会（予定）	港北公会堂
26日	土	13時30分から 17時00分まで	自治会町内会長研修会、地域活動 推進費・地域防犯灯維持管理 費補助金説明会（1回目）	横浜市民防災センター (区役所集合・解散)
<p>※自治会町内会長研修会、地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金説明会 ：4月上旬に案内を送付します。往復バス移動となりますので、事前にお申込みをお願いします。（役員・防災部等、会長以外の方でもご参加いただけます。）</p> <p>※LED防犯灯整備事業 申請期限：5月31日（木）</p>				

その他調整事項

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

